

〈保険料の計算〉

下の表は、国民健康保険に4人加入している場合で、平成4年中の4人の合計所得が191万5,000円、平成4年度の固定資産税額が3万円という世帯の例です。

それぞれ決められた料率をかけ、均等割と平等割を合算して出てきた年間の保険料が19万9,165円。この額の100円未満の端数を切り捨てた19万9,100円が納入金額となります。さらに4月から6月の3か月で、6万3,000円納めていますので、この額を差し引いた残りの13万6,000円を9か月で割ったものが精算後の月額保険料となります。



〈例〉

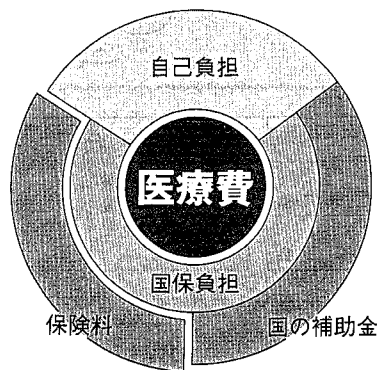
区 分	賦 課 基 準	料 率	算 出 額
所 得 割	1,605,000 円	7.30 %	㊦ 117,165 円
資 産 割	30,000 円	30.00 %	㊱ 9,000 円
均 等 割	4 人	14,000 円	㊲ 56,000 円
平 等 割	1 世 帯 当 たり	17,000 円	㊳ 17,000 円
算 出 年 額 ㊦+㊱+㊲+㊳	条例による減額 均等割分 ㊴ 平等割分 ㊵	限度超過額 ㊶	異動による調整額 ㊷
㊴ 199,165 円	㊵	㊶	㊷ 円
納 入 年 額 ㊴-㊴-㊴-㊴±㊷	前月までに納入すべき額 ㊸	差引納入額 ㊹-㊸	精 算 後 の 納 入 額 7 月 8 月からの月額
㊹ 199,100 円	㊸ 63,000 円	136,100 円	15,300 円 15,100 円

保険料とは？

みんなで助けあう健康の費用です。

「病気などしたことがない。保険料を納めるなんてムダ」と思っている方も、いるかもしれません。

しかし、保険料は「もしも…」のときに備えて、みんなが医療費を出して助け合う制度です。だれもが心おきなく医療を受けられるよう、この制度を大切にしていきたいと思います。



●お問い合わせ／市役所 保健課 保険給付係 ☎24-2111 内線137・139

平成5年度

国民健康保険料の料率決定と計算方法

—— 所得割の料率を引き下げ ——

平成5年度の料率は、診療報酬の改定に伴う医療費推計をはじめ、保険料賦課割合の標準化等を考慮して決定いたしました。

料率は右の表のとおりで、これら①から④の合計額が今年度の保険料になります。ただし、4月から6月までの暫定保険料を差し引いた金額が、今後9か月間で納めていただく額となります。なお、7月分からの新しい納付書を皆さんにお届けします。

$$\text{②資産割} \cdots \frac{\text{土地・家屋にかかる固定資産税額}}{100} \times 30.00 \text{ (据置)}$$

$$\text{③均等割} \cdots \text{被保険者人数} \times 14,000 \text{ 円 (据置)}$$

$$\text{④平等割} \cdots 1 \text{ 世帯につき} \times 17,000 \text{ 円 (据置)}$$

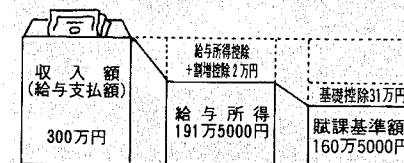
① + ② + ③ + ④

$$\text{①所得割} \cdots \text{賦課基準額} \times \frac{7.30}{100} \text{ (平成4年度 } \frac{7.50}{100} \text{)}$$

賦課基準額の求め方

加入者ごとに賦課基準額を求め、合算したものが、世帯当たりの賦課基準額になります。

■給与所得の場合(給与収入額300万円の場合)



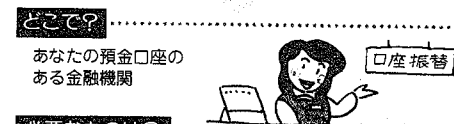
■営業所得の場合(営業所得100万円、専従者給与がある場合)



(必要経費控除後) ※専従者給与があるときは、営業所得にプラスします。(専従者の給与所得はゼロ)
※賦課基準額算定にあたっては、住民税と異なり、所得控除のうち、基準控除以外の各種控除(配偶者、扶養、高齢者、医療費、社会保険料控除など)は適用されません。

納め忘れのない 口座振替のすすめ!

手続きはこんなにかんたん



●預金通帳 ●通帳使用印 ●保険料の納付書

上記のものを持って、「口座振替依頼書」(金融機関にあります)に必要事項を記入して申し込んでください。一度手続きをすると、翌年度からの分も自動的に納付され、納め忘れがありません。

